

踏切道改良促進法

(昭和36.11.7) 最近改正 令和2.5.27 法31号

(目的)

踏切道改良促進法は、踏切道の改良を促進することにより、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的とする法令です。ここで「踏切道」とは、鉄道（新設軌道を含む）と道路法上の道路とが交差している場合における踏切道を指します。

1. 滞留施設協定（法第8条）

踏切遮断中の歩行者滞留スペースの確保のため、鉄道事業者等は、道路外滞留施設所有者等（※）と協定を結ぶことができます。鉄道事業者等は、当該協定に係る施設を整備又は管理することができます。

（※） 道路外滞留施設所有者等について

道路外滞留施設所有者等とは、当該道路外滞留施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者を指します（臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなものは除かれます）。

2. 滞留施設協定の効力（法第10条）

滞留施設協定は、その協定が公示された後に、新たに道路外滞留施設所有者等となった者に対しても、その効力があります。